

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第 2 号

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 60 年野田市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 10 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 9 条の 2 第 3 項を次のように改める。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 19 条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業又は条例第 12 条の 3 第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1 日につき 2 時間から当該部分休業又は当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第 9 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

- 第 9 条の 3 条例第 12 条の 3 第 1 項の規則で定める者は、第 4 条の 3 に定める者とする。

- 2 条例第 12 条の 3 第 2 項の規則で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
 - 3 条例第 12 条の 3 第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項第 1 号の規則で定める時間は、条例第 10 条の規定による特別休暇（職員の育児（生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合）に係る特別休暇に限る。）、条例第 12 条の 2 の規定による介護時間又は育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間とする。
 - 4 条例第 12 条の 3 第 3 項の規定により読み替えて適用する同条第 2 項第 2 号ア及びイの規則で定める時間は、育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間とする。
 - 5 条例第 12 条の 3 第 8 項の規則で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 8 項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
- 第 10 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第12条の5第2項の規則で定める期間)

第10条の2 条例第12条の5第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第9条の2第3項の改正規定及び第9条の2の次に1条を加える改正規定（第9条の3第1項から第3項までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(令和7年9月30日までの間における介護時間に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の日から令和7年9月30日までの間における改正後の野田市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第9条の2第3項の規定の適用については、同項中「第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業」とあるのは「第19条第1項の規定による部分休業」とする。